

## 少量新規化学物質の電子申請申出に係るお願いについて

少量新規化学物質電子申請における申出の受付の際、e-Gov の申請画面では複数のファイルを添付できるようになっておりますが、一度の e-Gov 申請につき 1 ファイルしか受理できません。このため、一度の e-Gov 申請で複数のファイルを添付された場合、意図する件数の申出ができません。必ず、一度の e-Gov 申請について 1 つのファイルを添付して申請してください。複数のファイルを提出する場合は、必ず複数回 e-Gov による申請を実施してください。（「e-Gov 電子申請システムを使用した少量新規化学物質製造・輸入申出提出マニュアル」参照）

また、申出書の不備があった場合送信時エラーが発生することがございますので、e-Gov による電子申請が完了したあと、行政より通知される受理状況をご覧ください、意図する申出件数と一致しているか、受理状況は受理されているかご確認ください。受理状況で受理の連絡がない場合は、受付できておりませんので、ご注意ください。なお、詳細は「少量新規化学物質の申出手続きについて」の「A-4. 電子による申出手続について」を参照してください。